

第8号様式（第5条関係）

区域内及び周辺の環境等への配慮に関する資料

計画提案により行われるまちづくりによって、区域内及び周辺の環境等にどのような効果又は影響を与えるかについて検討した内容を記載してください。

自然環境（大気、騒音、水質、地形・地質など）に関すること

計画提案は宅地の供給を目指すものであり、大気汚染や騒音を発生させる可能性はない。周辺農地の水質に影響を及ぼさないように生活用水等の排水管理を徹底した設計を行う。区画形質の変更は生じるが、もともとが平地であり地形・地質等に大きな影響は及ぼさない。住宅地となっても周辺農地の作物に影響を及ぼす病虫害の発生等は想定されない。

生活環境（景観、日照、交通、都市基盤施設（道路・水道・下水道等）、公共施設（小学校・中学校等）など）に関すること

北側に隣接する市道 線は幅員が12mある。また、平日の朝夕のピーク時における自動車の交通量は上下線とも1時間当たり60台程度のため、計画戸数の住宅が建築されても交通に支障を及ぼさないと考える。なお、道路下に水道管、下水道管も整備されている。

学区となる 小学校、 中学校について、生徒数が急激に増え対応ができなくなるような影響は考えられない。また、学校までの通学路も確保されており新たな住民が安心して住むことができる環境にある。

予定される建築物は低層な一戸建ての住宅であり、周辺の景観を害することはなく、隣接する農地や住宅地への日照の問題もない。

その他（まちづくり（魅力や賑わいの創出、住民の暮らしやすさの向上等）など）に関すること

市街化区域内の小学校に近く周辺の農地などの自然と調和した郊外のゆとりある宅地を供給することで、子育て世代にとって自然と調和した暮らしやすい環境を実現できる。

また、計画提案区域の周辺は、少子高齢化が進み、賑わいが失われつつあるが、郡山市内外から子育て世代や新たな営農を希望する若い世代などが移住することも想定され地域の賑わいが創出されると考える。

本資料は、本市において、提案者の提案に基づく都市計画を決定するかどうかの重要な判断資料となりますので、できるだけ詳細に記載してください。